

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-自動車整備分野の基準について-」の一部改正について

令和元年11月29日

「自動車整備分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領(平成30年12月25日法務省・警察庁・外務省・厚生労働省・国土交通省)の一部改正に伴って、「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-自動車整備分野の基準について-」について、今般、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し 番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P3	第1 特定技能外国人が従事する業務 【関係規定】 分野別運用要領(抜粋)	第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 1. 1号特定技能外国人が従事する業務 自動車整備分野において受け入れる1号特定技能外国人が従事する業務は、運用方針3(1)に定める試験区分及び運用方針5(1)に定める業務に従い、上記第1の試験合格又は下記2の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する自動車の「日常点検整備」、「定期点検整備」及び「分解整備」の業務をいう。 あわせて、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務(例:整備内容の説明及び関連部品の販売、清掃等)に付随的に従事すること	第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 1. 1号特定技能外国人が従事する業務 自動車整備分野において受け入れる1号特定技能外国人が従事する業務は、運用方針3(1)に定める試験区分及び運用方針5(1)に定める業務に従い、上記第1の試験合格又は下記2(1)の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する自動車の「日常点検整備」、「定期点検整備」及び「分解整備」の業務をいう。 あわせて、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務(例:整備内容の説明及び関連部品の販売、清掃等)に付随的に従事すること

			<p>は差し支えない。</p> <p>なお、自動車整備分野の対象は、日本標準産業分類「891 自動車整備業」に該当する事業者が行う業務とする。</p>	<p>は差し支えない。</p>
2	P5-6	<p>第2 特定技能外国人が有すべき技能水準</p> <p>【関係規定】</p> <p>分野別運用要領(抜粋)</p>	<p>第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項</p> <p>2. 従事する業務と技能実習2号移行対象職種との関連性</p> <p>「自動車整備職種、自動車整備作業」の第2号技能実習を修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、1号特定技能外国人が従事する業務で要する技能と、道路運送車両法に基づく「日常点検整備」、「定期点検整備」及び「分解整備」を実施することができるという点で、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、自動車整備業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足りる相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の試験を免除する。</p>	<p>第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項</p> <p>2. 技能実習2号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価</p> <p>(1) 「自動車整備職種、自動車整備作業」の第2号技能実習を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、1号特定技能外国人が従事する業務で要する技能と、道路運送車両法に基づく「日常点検整備」、「定期点検整備」及び「分解整備」を実施することができるという点で、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、自動車整備業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足りる相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1の(1)及び(2)の試験を免除する。</p> <p>(2) 職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第1の2(1)及び(2)の試験を免除する。</p>
3	P6	<p>第2 特定技能外国人が有すべき技能水準</p>	<p>○ また、1号特定技能外国人が従事する業務区分に応じ、本要領別表に記載された技能実習2号を良好に修了した者については上記の試験等が免除され</p>	<p>○ また、1号特定技能外国人が従事する業務区分に応じ、本要領別表に記載された職種・作業の技能実習2号を良好に修了した者については上記の試験等</p>

			ます。	が免除されます。 ○ 本要領別表に記載された職種・作業以外の技能実習2号を良好に修了した者については、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N4以上）のいずれの試験も免除されます。
4	P6	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準 【確認対象】	○ 技能水準を証するものとして、次のいずれか ・自動車整備特定技能評価試験（仮称）の合格証明書の写し ・自動車整備士技能検定試験3級の合格証明書の写し ○ 日本語能力を証するものとして、次のいずれか ・国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し ・日本語能力試験（N4以上）の合格証明書の写し	○ 技能水準を証するものとして、次のいずれか ・自動車整備分野特定技能評価試験の合格証明書の写し ・自動車整備士技能検定試験3級の合格証明書の写し ○ 日本語能力を証するものとして、次のいずれか ・国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し ・日本語能力試験（N4以上）の合格証明書の写し *ただし、修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N4以上）のいずれの試験も免除されます。
5	P6	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準 【確認対象の書類】	<技能実習2号修了者の場合>	<本要領別表に記載された職種・作業の技能実習2号修了者の場合>
6	別表	別表(自動車整備)		(注) 修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N4以上）のいずれの試験も免除されます。